

# 平成 30 年度 嘉手納町住宅リフォーム支援事業

町内施工業者を利用して行う 10 万円以上の工事とし、「補助金交付決定通知」を受けてから行う工事です。平成 31 年 2 月末までに完了することができる工事が対象です。

## 対象工事例一覧表

対象工事	対象箇所	対象工事	備考
基本工事	壁・床・天井・ベランダ・縁側等全般	修繕・張替え・間仕切りの変更・増築、段差解消・手すりの設置（バリアフリー化工事等）・塗装・防水・断熱等その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事を伴うものに限る</li> <li>・別途申請等が必要な場合があります</li> <li>・建築確認が必要な場合は確認済証の写しの提出</li> <li>・対象工事にて、他の補助や貸付制度を利用しないもの</li> </ul>
	浴室・トイレ・キッチン	浴槽・洗面台・便器取替・建具・ユニットバス化・システムキッチン・流し台の取替・設置・タイル工事その他	
	外壁・屋上・屋根・庇・雨樋	断熱・防水・塗装・葺替え・修繕・設置等の工事	
	家具等	造作家具の新設等工事	
	サッシ・雨戸・網戸・ふすま・障子等	設置・修繕等工事	
	水道・電気	水道・電気工事（別途申請等が必要な場合があります。）	
	太陽光発電・電気温水器等	設置工事	
外構工事	下水道	公共下水道接続工事（上下水道課に別途申請等が必要・接続工事に伴う浄化槽撤去工事含む）	
	門扉・ポーチ・テラス・庭園等	修繕・設置・段差解消・手すりの設置等（バリアフリー化工事）・植樹等の工事・舗装等の工事	
	倉庫・車庫・物置等（土地に固定するもの）	設置工事・その他基本工事に含まれるもの（設置工事を伴うものに限る）	



**注意！ 施工業者が、一括して第三者に工事を請け負わせた場合は補助対象としない。**

### 対象外工事の例

- × 広告、看板その他営利を目的とした構造物の設置工事
- × 電化製品等の購入または工事を伴わない設置に係る費用
- × 設置工事を伴わない家具又は備品の購入及び組立てに係る費用
- × 住宅リフォーム工事を伴わない解体工事
- × 土地の購入及び造成に係る費用
- × 樹木等の伐採、剪定その他維持管理に関する費用



- 判断できない場合は都市建設課都市計画係にお問い合わせ下さい。